

八旗概説

一 八旗の概念

後金国、遼・金・元の軍政、八旗満洲、八旗蒙古、八旗漢軍→旗人 (gūsai niyalma)

↑

特に女真人の猛安・謀国（克）制に由来する。なお、万・千・百という単位に社会編成をする制度は広く存在した。

二 Gūsa=グサ（旗）の名称と起源

八旗の本来の呼称は満洲語「jakūn（八つ）gūsa（固山）」であるが、gūsa には旗の意味はない。gūsa の意味について「gū+sa」に分けられ、「gū」（①金の紉に相当する②軍に発音が近いという二説がある）名詞で「sa」は名詞の複数を表わす接辞で、併せて「グたち」という意味になる。

* 三田村泰助『清朝前史の研究』同朋舎、1965.

* 劉小萌『満族の部落与国家』吉林文史出版社、1995.

三 八旗の組織

一六〇一年の四旗制、一六一六年には八旗が成立

一六三五年にはモンゴル人による八旗蒙古、一六四二年には漢人による八旗漢軍、八旗は満洲、蒙古、漢軍に分かれた二十四旗となる。

1 八旗の基礎組織 niru（本義は「矢」）

八旗の基礎となるニルは狩猟・巻狩りの組織に由来すると推定される。

* ヌルハチ時代

1 gūsa（旗）=5jalan（甲喇） 1jalan=5niru（佐領） 1niru=300人の壮丁

* 康熙・雍正時代

1jalan=16niru 1niru=150 壮丁

* 長官を表す語

ejen から janggin に 1660 年に統一

niru janggin（佐領）、jalan janggin（参領）、gūsai janggin（都統）

なお、janggin は相当下のレヴェルの吏役にまでも使われる一般的な語になる。

2 八旗と旗王

① 正黄旗と鑲黄旗

皇帝ホンタイジの直系の子供たちが掌握していて、ウラ部ナラ氏出身で太宗の継妃の長子である肅親王ホーゲが代表

②正白旗と鑲白旗

ウラ部ナラ氏出身でヌルハチの孝烈恭皇后の子供の三兄弟である武英郡王アジゲ、睿親王ドルゴン、豫親王ドドが支配

③正紅旗と鑲紅旗

トンジャ佟氏出身の元妃の子供で、礼親王ダイシャンとその一門が支配

④正藍旗と鑲藍旗

ヌルハチの弟シュルガチの子供である鄭親王ジルガランの一門が掌握

上三旗と下五旗（順治以降）

上三旗＝鑲黃旗、正黃旗、正白旗

下五旗＝正紅旗、鑲紅旗、鑲白旗、正藍旗、鑲藍旗

* 神田信夫等編『中国史』四、山川出版社、1999。神田信夫と細谷良夫の概説を参照

* 杜家驥『清皇族與国政關係研究』中華發展基金管理委員会、五南圖書出版公司、1998。

八旗の兵制

禁旅八旗（近衛部隊）と駐防八旗

左右翼制

左翼：鑲黃旗、正白旗、鑲白旗、正藍旗

右翼：正黃旗、正紅旗、鑲紅旗、鑲藍旗

佐領の世襲

佐領の種類

1 勲旧ニル

2 世管ニル

3 公中ニル

（討議）

杉山：旗人になった者が基本的に満洲人である。この定義からすると他は辺民ということになる。辺民には貢納のみを課し、戸口把握はしていない。現地の八旗として登録された者もあるし、ニル編成をして戦時に兵として行く者もいる。

満洲人とは何かを定義する場合、八旗とは何かという問題と裏表であり、満洲に居住し続けた者を如何に考えるかが問題となる。

（既述以外の入門とすべき文献）

細谷良夫「マンジュ・グルンと『満洲国』」（『シリーズ世界史への問い 8』岩波書店）

三田村泰助『世界の歴史 14 明と清』（河出文庫）